

健康保険任意継続被保険者資格取得申出書

任意継続の資格を取得した後、毎月の納付期限までに保険料を納入しなかった場合には健保法第38条に基づき、翌日をもって資格喪失となることを了解いたします。

健康保険被保険者証		氏名		性別	生年月日
記号	番号	健保 太郎 印		男 女	昭平 38年1月1日
150	98666				
住所					
〒150-0000 目黒区〇〇7-7-7-1101					
電話	03-〇〇〇〇-〇〇〇〇		携帯電話	080-〇〇〇〇-〇〇〇〇	
口座情報 (本人のものに限る) 注)保険料の還付、返金が発生した場合にのみ使用。保険料の自動引落はできません。					
金融機関名： 健保銀行		支店名： 初台		口座種別： 普通	
口座番号： 9999999		口座名義 (カタカナ)： ケンポタロウ			
勤務していた事業所名			資格喪失日 (退職日の翌日)		
〇〇〇〇(株)			平成28年10月1日		

被扶養者届						
氏名	性別	生年月日	続柄	職業	状況	
健保 華子	男 女	昭平 40年1月1日	妻	パート	同居 別居	有り 無し (90,000) 円/月
健保 賢太郎	男 女	昭平 9年1月1日	子	大学生	同居 別居	有り ( ) 円/月 無し
健保 幸子	男 女	昭平 20年1月1日	母	無職	同居 別居	有り (120,000) 円/月 年金 無し
	男 女	昭平 年 月 日			同居 別居	有り ( ) 円/月 無し

納付方法 (どちらかにしを入れてください。)	
<input checked="" type="checkbox"/> 月払い 毎月10日までに支払い	<input type="checkbox"/> 前納払い 翌年3月分までを一括支払い 前納された保険料は、次の理由以外では返還できませんので、ご注意ください。 ● 就職して健康保険被保険者となったとき ● 後期高齢者医療制度の被保険者となったとき ● 被保険者本人が死亡したとき

- 同月得喪・・資格を取得した月に喪失した場合の保険料は、返金することができません。  
 例) 4月1日に任意継続取得、4月15日に任継を喪失→返金できません。  
 4月1日に任意継続取得、5月15日に任継を喪失→返金できます。